○内閣府告示第二千九百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県尾道市及び愛媛県今治市並びに愛媛県越智郡上島町

二　地域再生計画の名称　しまなみＤＭＯ形成推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　広島県尾道市及び愛媛県今治市並びに愛媛県越智郡上島町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千三百十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県西条市及び愛媛県上浮穴郡久万高原町並びに高知県土佐郡大川村及び吾川郡いの町

二　地域再生計画の名称　石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業

三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県西条市及び愛媛県上浮穴郡久万高原町並びに高知県土佐郡大川村及び吾川郡いの町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二千九百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県、唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、佐賀県西松浦郡有田町、長崎県、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、長崎県東彼杵郡波佐見町及び長崎県南松浦郡新上五島町

二　地域再生計画の名称　観光とスポーツを核とした「稼げる観光産業」創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県及び長崎県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○法務省告示第三百十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］	［同上］
株式会社尾澤工業 / 山梨県山梨市歌田六百八十番地二 / とび	［項を加える。］
株式会社島内土建 / 高知県南国市物部百一番地 / 型枠施工	［項を加える。］
有限会社翔和 / 佐賀県多久市東多久町大字別府五千三百三十番地一 / 建設機械施工	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。